

18歳で成人になる皆さんへ

成人になると変わること、注意すべきことを確認しておきましょう。

18歳からできること

- ▶親の同意なしの契約
(スマホの契約、クレジットカード発行、アパートの部屋を借りるなど)
- ▶10年有効のパスポートの取得
- ▶普通自動車運転免許の取得
- ▶国家資格の取得 (公認会計士や司法書士など)
- ▶結婚
- ▶選挙の投票
- ▶性同一性障害の人の性別取扱い変更審判



20歳まではできないこと

- ▶飲酒・喫煙
- ▶競馬、競輪、競艇などの投票券 (馬券など) を買う
- ▶養子を迎える
- ▶大型、中型自動車運転免許の取得



⚠️ 消費者トラブルに注意

大人になることで、親の同意なしでスマホの契約やクレジットカードの発行などができるようになる一方、消費者トラブルに巻き込まれやすくなる心配があります。契約は法的な責任がある約束です。また、口約束でも契約は成立します。安易に考えず、正しい知識を持ち、悪質商法などにだまされないようにしましょう。

こんなところに気をつけましょう

- ✓ 軽い気持ちで契約しない
- ✓ うまい話に飛びつかない
- ✓ ネットの情報に流されない
- ✓ 契約をせかす者は相手にしない
- ✓ 借金をしてまで契約しない

もうけ話	美容関連	定期購入	SNS きっかけ
出会い系	18歳・19歳に気をつけてほしい 消費者トラブル 最新10選	異性・ 恋愛関連	
仕事関連	新生活関連	借金・ クレカ	通信契約

(独)国民生活センター HP抜粋

トラブルに遭ったと思ったら、1人で悩まず相談しましょう

◆消費生活センター ☎91-1195
(月・火・木・金曜 9時~12時、13時~16時)
※祝日・年末年始を除く
場 暮らし安心課

◆消費者ホットライン ☎188
近くの消費生活相談窓口につながります。
※年末年始を除く

問 暮らし安心課 (☎62-1058)

二十歳の集い

◆2024かりや「二十歳の集い」 ID 1004162

18歳が新成人となりましたが、大学受験や就職準備など、式典に参加しにくい状況を考慮して、市では20歳の節目を迎えることをお祝いする会として「二十歳の集い」を開催します。

時 令和6年1月7日(日) 場 総合文化センター

対 平成15年4月2日~16年4月1日生まれ

◆2025かりや「二十歳の集い」実行委員募集 ID 1007532

対 2025かりや「二十歳の集い」対象者(平成16年4月2日~17年4月1日生まれ)

内 ▶2024二十歳の集い前日・当日運営補助

▶2025二十歳の集い企画・準備・運営
※令和6年7月~7年1月(予定)

申 4月19日(水)(必着)までに、①「二十歳の集い実行委員」希望、②郵便番号・住所、③氏名(フリガナ)、④生年月日、⑤電話番号、⑥出身中学校名をハガキまたはEメール(syougai@city.kariya.lg.jp)で生涯学習課(〒448-8501 刈谷市役所)へ。

問 生涯学習課 (☎62-1036)

